資料１

新大和市総合計画の策定について

１．新たな総合計画の策定に係る考え方

○選挙で選ばれた市長が公約として掲げた施策等については、市民の信託を得たものと捉えられます。

○その公約等に基づき、これまでの政策を変更する場合は、まちづくりの大きな方針を定め、市民や地域、議会、行政で共有する役割を持つ総合計画を改定することが考えられます。

○現市長は、選挙や所信表明において、市民が幸せを実感できる大和市を目指すほか、災害への対応、レジリエンス教育の推進、福祉に関する複合的な課題を抱えた方への支援、エンターテインメントの観点に基づく人の交流の推進、創業支援等による市内経済活性化、健康増進や地域コミュニティ形成などにつながるスポーツの振興、脱炭素社会や循環型社会の実現に向けた再生可能エネルギー等の活用推進等に取り組んでいくことを示しました。

○この新たなまちづくりの方針は、市の施策全般に及ぶものであるため、基本構想を含めて健康都市やまと総合計画（以下「現総合計画」と言います。）を改定し、新たな総合計画（以下「新総合計画」と言います。）を策定することが適当と考えます。

２．計画の位置付け

○市民が幸せを実感できるようにするといった、市の取り組みの方向性を市民にわかりやすく発信し、理念を共有できるよう、現総合計画と同様に、最上位計画に位置付け、市政の中長期的な展望を示すものにしたいと考えています。

３．計画策定の視点

○大和市では、これまで、市民である「人」、人々の生活を支える場としての「まち」、そして、人と人をつなぎ、支え合うコミュニティとしての「社会」に対し、健康を基軸とした取り組みを展開し、成果を積み上げてきました。

○この成果を活かしながら、市民と市が協力して、様々な課題に立ち向かい、良好な状態へと変えていくことにより、市民が幸せを実感できるようにするために有効な方策を示したいと考えています。

○加えて、市民の幸福度等に関する調査の結果や全国的な少子高齢化、人口減少、自然災害の頻発化、人工知能の進化、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の普及等、今後想定される社会情勢の大きな変化による様々な影響も考慮した内容とすることを考えています。

４．計画の構成及び計画期間（目標年次）

○新総合計画については、最上位計画として中長期的な展望を示す計画である一方、社会情勢等の変化に迅速かつ柔軟に対応する必要もあります。

○また、現総合計画の構成及び計画期間に対し、施策の展開や進行管理を順調に進めることができたと捉えられます。

○以上を踏まえ、新総合計画の構成及び計画期間については以下のように考えています。

・構成は、現総合計画と同様、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の３層構造とし、計画期間については、基本構想は長期的な展望を示すように 10 年間、基本計画は中期的な展望を示すように５年間、実施計画は社会情勢等への迅速かつ柔軟な対応が可能となるように３年間（実施計画の見直しは毎年実施）とする。

・新総合計画の始期は令和 7 年度とする。
・基本構想の目標年次は 2034（令和 16）年度とする。
・基本構想には、長期的なまちづくりの視点に基づき、将来都市像や政策などを設定する。
・基本計画には、基本構想を実現するための施策やめざす成果などを設定する。
・実施計画には、基本計画の具体化のための事務事業や事業費の見通しなどを記載する。また、基本計画策定後に取りまとめ作業を行う。

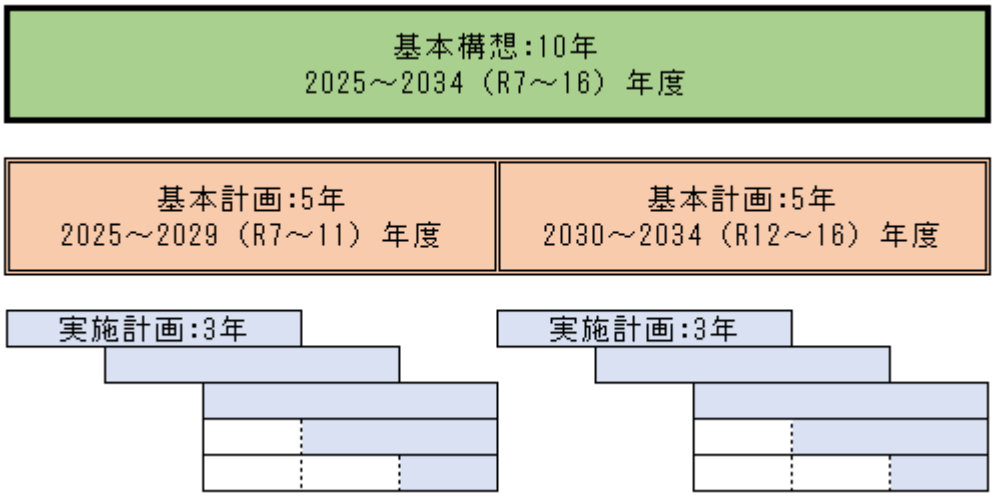

各計画期間のイメージ

５．審議会における実施内容

（１）前期基本計画の延伸の案の確認（本日の議題の（２））

〇新総合計画は令和 7 年度からの開始を予定している一方、現総合計画の前期基本計画の計画期間は令和 5 年度までであるため、令和 6 年度が計画期間の空白とならないよう、前期基本計画の計画期間を 1 年間延伸します。

〇前期基本計画の延伸の案について、令和 6 年度の最終目標値の案をご確認いただき、ご意見等をいただきたいと考えています。

（２）現総合計画の施策の進行管理

〇今年度は、新総合計画策定に係る審議があるうえ、令和元年度から 3 年度（中間目標値を設定した年）にわたる 3 年間を対象とした施策評価を実施したばかりであり、取り組み等における令和 4 年度の 1 年間での変化は小さいと考えられるため、全ての個別目標についての進行管理の実施等、審議会にとって大きな負担となることは避けたいと考えています。

〇そのため、進行管理としては、令和 4 年度の成果を計る主な指標の進捗状況の確認のみとし、指標の実績値に基づきご意見等をいただきたいと考えています。

（３）新総合計画の基本構想・基本計画骨子（案）の諮問に対する答申

〇新総合計画を策定するにあたり、基本構想・基本計画骨子（案）を総計審に諮問いたします。

〇諮問を受け、審議においては、基本構想・基本計画の文案に基づいてご意見等をいただきたいと考えています。

〇最終的に、いただいたご意見等を事務局で取りまとめた答申案に基づきご審議いただき、答申を作成いたします。
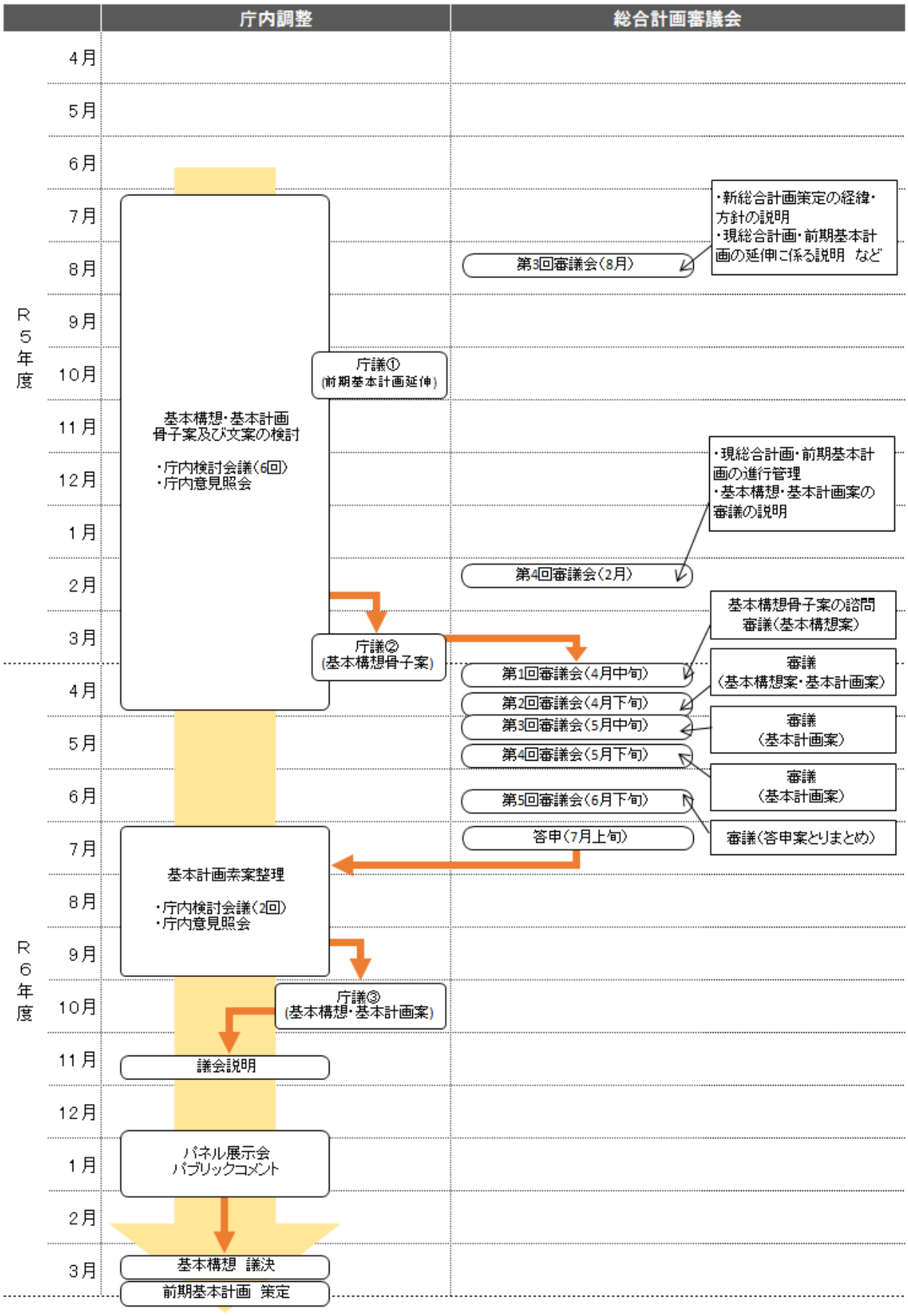
６．今後のスケジュール（予定）